

## 砥部町区長に対する報償金支給要綱

令和2年3月5日

砥部町告示第18号

(趣旨)

第1条 この告示は、砥部町区長設置条例（平成17年砥部町条例第9条）第3条の規定により委嘱された各行政区の区長の活動に要する費用を弁償するため、区長に対し支給する報償金について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 報償金の支給対象者は、当該年度に在職する区長とする。

(報償金の額)

第3条 報償金の額は、別表に定める年額を支給するものとする。

2 区長の在職期間が、1年に満たない場合の報償金の計算方法は、次によるものとする。

この場合において、1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

(1) 区長が年度の中で解嘱された場合は、その年度の始めから解嘱された日の属する月の前月までを月割計算によって算出した額と当該月の初日から解嘱された日までを日割計算によって算出した額の合計額を支給する。

(2) 区長として月の中で中途から委嘱された場合は、その委嘱された日からその月の末日までを日割計算によって算出した額と翌月から年度の終わりまでを月割計算によって算出した額の合計額を支給する。

(3) 区長として年度の中で中途から委嘱され、かつ、年度の中で解嘱された場合においては、前2号の規定にかかわらず、在職した期間に応じて月割計算及び日割計算によって算出した額を支給する。

3 前項の規定により日割計算を行う場合は、その月の日数を基礎とする。

(報償金の支給方法)

第4条 報償金の支給の時期は、当該年度末を基本とする。ただし、年度の中で解嘱された場合は、その時点で支給するものとする。

2 報償金は、区長が指定する口座に振り込むことにより支給するものとする。

3 区長が死亡した場合は、その遺族に支給するものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 この告示において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、区長の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で区長の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、区長の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 この告示の規定による報償金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。

（その他）

第6条 この告示に定めるもののほか、報償金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	年額
砥部町区長会の会長の職にある区長	169,000円
砥部町区長会の副会長の職にある区長	146,000円
砥部町区長会の幹事の職にある区長	137,000円
砥部町区長会の会長、副会長及び幹事以外の区長	129,000円